

1. 取引金融機関の合意形成 (C社の事例)
2. 合意形成のプロセス - 解答解説 (1/7)

1. 乙銀行の主張について

【解答例】

乙銀行の主張	乙銀行の主張の理由	アドバイス案
<p>毎期の金融機関別の返済額については、ご提案のあった返済計画にあるような基準日での債権額を基準とした「債権残高プロラタ」ではなく、信用残を基準にした「非保全残高プロラタ」でお願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 毎期の金融機関別の返済額について、債権残高プロラタによれば甲銀行の方が多く配分され、非保全残高プロラタによれば乙銀行の方が多く配分されます。 • 乙銀行から見ると、甲銀行の方が債権の保全ができていても拘らず、債権残高プロラタだと甲銀行の方が返済額が多くなります。 	<ul style="list-style-type: none"> • あくまで債権の全額を返済する前提で計画を策定しているのですから、乙銀行が主張するような非保全残高プロラタではなく、債権残高プロラタによって毎期の取引金融機関別の返済額を決定する方法が望ましいです。 • 乙銀行に対しては、当該主張をもって粘り強く交渉していくべきだと思います。

1. 取引金融機関の合意形成 (C社の事例)

2. 合意形成のプロセス - 解答解説 (2/7)

【解説】

■ 乙銀行の主張の理由

- 基準日現在の債権額は甲銀行50,000千円に対して乙銀行36,000千円です。一方、甲銀行は保全額35,000千円に対して乙銀行の保全額はゼロであるため、信用残では甲銀行15,000千円に対して乙銀行36,000千円となります。
- 毎期の金融機関別の返済額について、債権残高プロラタによれば甲銀行の方が多く配分され、非保全残高プロラタによれば乙銀行の方が多く配分されることとなります。
- そのため、乙銀行から見ると、甲銀行の方が債権の保全ができていても拘らず、債権残高プロラタだと甲銀行の方が返済額が多くなってしまふことから、乙銀行は非保全残高プロラタによる返済額の配分を希望していると考えられます。

1. 取引金融機関の合意形成 (C社の事例)

2. 合意形成のプロセス - 解答解説 (3/7)

【解説】

■ 金融機関調整に関するアドバイス

- 取引金融機関別の借入金の返済額について、「債権残高プロラタ」で決定するのか、または「非保全残高プロラタ」で決定するのかについては、実務上よく登場する論点です。
- この点、毎期の取引金融機関別の返済額の決定方法については、特に決まったルールは存在しません。
- しかし、本事例のようなリスケジュールによる返済計画の場合、基本的に債権額は全額を返済することが前提となっています。そのため、債権放棄や担保権の実行等による債権の回収は想定されていないことから、基準日時点の「債権残高プロラタ」によって毎期の取引金融機関別の返済額を決定することが通常です。
- 実際の金融機関調整については、債務者企業もしくは債務者企業の代理人弁護士、及び弁護士資格を有する認定支援機関が担当することになりますが、弁護士資格を有していない認定支援機関は、債務者企業に対して上記のような論拠をもとに金融機関と粘り強く交渉するようにアドバイスすることが必要になると考えられます。

1. 取引金融機関の合意形成 (C社の事例)
2. 合意形成のプロセス - 解答解説 (4/7)

2. 丁信用金庫の主張について

【解答例】

丁信用金庫の主張	丁信用金庫の主張の理由	アドバイス案
<p>当金庫の債権残高は2,000千円と、甲銀行の50,000千円、乙銀行の36,000千円等に比べて圧倒的に少額です。とりあえず持ち帰って検討いたしますが、甲銀行や乙銀行と同じ条件で返済を進めるといふ計画にはとても同意できないと思います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基準日現在の債権額合計100,000千円に占める割合は、甲銀行の50%に対し、丁信用金庫は2%に過ぎない。 丁信用金庫への返済額は每期返済額の2%となり、返済額は非常に少額となる。 丁信用金庫としては貸出金の事務管理コストに比べて毎期の回収額が非常に少額になってしまうため、このような主張をしていると考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 確かに丁信用金庫の債権残高は総額の2%に過ぎず、丁信用金庫は少額債権者であると言えます。 他の取引金融機関が同意することを前提に、少額債権者である丁信用金庫については早期弁済を行なうことも、取引金融機関の間の衡平性を害しないものとして認められると考えられます。 今回は、丁信用金庫については例えば5年間で毎期待定額弁済を提案してはいかがでしょうか。

1. 取引金融機関の合意形成 (C社の事例)

2. 合意形成のプロセス - 解答解説 (5/7)

【解説】

■ 丁信用金庫の主張の理由

- 基準日現在の債権額は甲銀行50,000千円、乙銀行36,000千円、丙銀行12,000千円に対し、丁信用金庫は2,000千円です。債権額合計100,000千円に占める割合は、甲銀行の50%に対し、丁信用金庫は2%に過ぎません。
- ここで、全行一律の返済条件として債権残高プロラタで返済を進めた場合、丁信用金庫への返済額は毎期返済額の2%となり、返済額は非常に少額となってしまいます。具体的には、例えば計画1年目の返済額は、甲銀行5,000千円に対して丁信用金庫は200千円となっています。
- 丁信用金庫としては貸出金の事務管理コストに比べて毎期の回収額が非常に少額になってしまうことから、全行一律の債権残高プロラタによる提案に難色を示していると考えられます。

1. 取引金融機関の合意形成(C社の事例)

2. 合意形成のプロセス - 解答解説(6/7)

【解説】

■ 金融機関調整に関するアドバイス

- 少額債権者が早期弁済を主張することも、実務上よく登場する論点です。
- この論点についても、特に決まったルールは存在しません。
- 確かに債権残高プロラタで毎期の返済額を一律に決定してしまうと、丁信用金庫の毎期返済額は極めて少額になってしまうことから、丁信用金庫が難色を示すのも納得ができると考えられます。
- 主要取引金融機関(メイン行等)と少額債権者との間の情報の非対称性や、解答で認定支援機関の方が説明しているように少額債権者による毎期の回収額と債権管理コストとのバランスの観点から、少額債権者については早期に全額を弁済することも取引金融機関の間の衡平性を害さないものとして、一般的に認められているところです。従って、他の金融機関が同意することを前提に、少額債権者の丁信用金庫に対して早期弁済を行なうことも、取引金融機関の間の衡平性を害しないと考えることもできます。
- 例えば丁信用金庫については5年間での毎期定額弁済を提案することが考えられます。
- 参考までに、民事再生法に「少額債権の早期弁済」の規定(85条5項)があります。これは以下のような場合には、債務者が裁判所の許可をもらって一定額以下の債権を全額弁済することができるというものです。
 - 少額の債権を全額弁済することにより再生手続を円滑に進行することができるとき
 - 少額の債権を早期に全額弁済しなければ再生債務者の事業の継続に著しい支障を来すとき

1. 取引金融機関の合意形成 (C社の事例)
2. 合意形成のプロセス - 解答解説 (7/7)

■ 参考: 丁信用金庫は5年定額返済、その他を債権残高プロラタとした場合の返済計画

(単位: 千円)	実績-2 平成24年3月期	実績-1 平成25年3月期	計画0年目 平成26年3月期	計画1年目 平成27年3月期	計画2年目 平成28年3月期	計画3年目 平成29年3月期	計画4年目 平成30年3月期	計画5年目 平成31年3月期
甲銀行								
期首残高	50,000	50,000	50,000	47,551	42,653	37,755	32,857	27,959
新規借入	-	-	-	-	-	-	-	-
返済	-	-	2,449	4,898	4,898	4,898	4,898	5,000
期末残高	50,000	50,000	47,551	42,653	37,755	32,857	27,959	22,959
乙銀行								
期首残高	36,000	36,000	36,000	34,237	30,710	27,184	23,657	20,131
新規借入	-	-	-	-	-	-	-	-
返済	-	-	1,763	3,527	3,527	3,527	3,527	3,600
期末残高	36,000	36,000	34,237	30,710	27,184	23,657	20,131	16,531
丙銀行								
期首残高	12,000	12,000	12,000	11,412	10,237	9,061	7,886	6,710
新規借入	-	-	-	-	-	-	-	-
返済	-	-	588	1,176	1,176	1,176	1,176	1,200
期末残高	12,000	12,000	11,412	10,237	9,061	7,886	6,710	5,510
丁信用金庫								
期首残高	2,000	2,000	2,000	1,800	1,400	1,000	600	200
新規借入	-	-	-	-	-	-	-	-
返済	-	-	200	400	400	400	400	200
期末残高	2,000	2,000	1,800	1,400	1,000	600	200	-
合計								
期首残高	100,000	100,000	100,000	95,000	85,000	75,000	65,000	55,000
新規借入	-	-	-	-	-	-	-	-
返済	-	-	5,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
期末残高	100,000	100,000	95,000	85,000	75,000	65,000	55,000	45,000

<まとめ>

実際の金融機関調整については、債務者企業もしくは債務者企業の代理人弁護士、及び弁護士資格を有する認定支援機関が担当することになりますが、弁護士資格を有していない認定支援機関は、債務者企業に対して金融機関と粘り強く交渉するようにアドバイスすることが必要になると考えられます。

